

明治初期移入經濟思想の一斷面

住 谷 悅 治

一

慶應四年三月發布の五箇條の誓文の第四に「知識を世界に求め大に皇基を振起すべし」という箇條があるが、「知識を世界に求める」というところに、その後における西洋諸思想の急速な翻譯移入の方針が現われており、「大に皇基を振起すべし」というところに、いわゆる王政復古と絶對主義天皇制確立の意圖が示されている。そして「知識を世界に求める」とは、絶對主義という國家的骨髄にたいする肉すけであると言いえよう。それは事實の示すように絶對主義國家は、自ら好むと好まざるとにかがわらず、資本主義の世界的發展、その東西より地球上最後の一環として押し込まられた近代資本主義的生産を受け入れ、それを育成しなければ、自らの獨立さえ不可能の狀勢になつたからである。知識を世界に求める「文明開化」のスローガンは、「大いに皇基を振起する」ための資本主義制度とそれに結ぶ近代文明開化思想によつて理論的に裝備することにあつた。絶對主義天皇制とその肉すけとしての理論化、すなわち近代資本主義生産の育成とそれに結ぶブルジョア制度との抱合という開明

政策は、そのまま矛盾を孕みつつ進展して行つたことは史實の示すごとくであるが、そこに後年の近代日本統一國家の政治的・社會的性格の特質があつた。誓文草案起草者の一人福岡孝弟によると、この誓文なるものは維新政府は財政の缺乏を救うため、方針を確立し「新政府を信用せしむる必要から」であるという。まことに當時、新政府を民衆に信用せしめることは困難であつたとともに緊急な必要事であつたことはいうまでもない。「尊王攘夷」を討幕のスローガンとして樹立した維新政權は、「攘夷」・「鎖國」を一擲して、從來幕府の政策方針であつた開國（開港）を實行せざるを得ない情勢に置かれたからである。討幕に参加した民衆のうち攘夷と鎖國を信奉していた人々は新政權の政治的裏切乃至大轉換に疑念を抱くことは當然であり、新政府は、この政治的轉換を合理すける必要があつた。まさに「人心を新たにするの必要」があつたわけである。誓文の冒頭に「舊來の陋習を破り」と宣したのは、鎖國攘夷を放棄することを意味したことはいうまでもなく、「天地の公道に基くべし」としたのはそれが「宇内の通義」であり、「萬國公法」に沿うた世界人類に普遍の概念であることを民衆に明らかにし、鎖國攘夷を舊來の陋習として斥け、國是を確定し、新政の大方針を宣明し、人心をつなぎとめ、かくて窮乏した財政樹立——豪農富商からの御用金取立てによるを企てたのであつた。

〔註〕 誓文發布の動機について、福岡孝弟曰く「御誓文の直接の動機として、政府財政の窮乏を擧げる者もある。當時朝廷にては御内帑に缺乏し、勤王諸藩も既に各自其財政に苦しんでいたので、朝廷に獻金するの餘裕も無かつた。然るに一方征東總督からは軍資金の督促が矢の様に來ていた際であつた。それで民間の豪農富商を促して御用金を獻上せしむるが爲めには、朝廷の大方針を確立し彼等をして新政府を信用せしむるの方案に出でねばならなかつた。それが爲めに國是の確立、新政の大方針を宣明するに至つたのであると言つて居る。素より財政上の必要が、五箇條御誓文の發布を將來した一つの動機であつたことは疑われないけれども、云々」〔明治憲政經濟史論〕、尾佐竹猛、「維新前後に於ける立憲思想」二四八頁。

財政の窮乏を切り抜けることは討幕にたいする最も重要・緊急のことであり、新政府としては、尊王攘夷を尊王開國に轉換しなければ國の獨立さえ危機に瀕する世界狀勢であり、その政策轉換を合理化して民心をつなぎとめることなくしては財政の窮乏を切抜け討幕を完成し新政府樹立することは不可能であり、この緊迫せる狀態こそは、五箇條の誓文の宣言を必然ならしめたのであつた。しかもこの宣言こそは、新政府の指導者が、「死を賭しても支持」しようとした國策指導原理であつた。

〔註〕 御誓文起草・修正者の一人、木戸孝允は、後に久米邦武博士に向つて志を述べて曰う。「彼の誓文は昨夜反覆熟讀したが實に能く出來て居る。此の御主意は決して變改してはならぬ。自分の眼の黒い間は死を賭しても支持する」云々（尾佐竹猛、日本憲政史論集「六七—六八頁」）。

この新政府大方針の一つ、前掲の「知識を世界に求め大いに皇基を振起すべし」の箇條は、その後間もなく遅れ馳せながら世界史の段階に上つたわが國の特殊性格を決定したものであつた。世界史の段階とは、討幕完成とともに、明治維新を出発點として、資本主義が日本において、その展開の基礎を與えられたことを意味する。もともと資本主義の波が日本の沿岸を洗いはじめたのは十九世紀の中頃、一八五三年（嘉永六年）ペリーの卒いたアジア「遠征」の艦隊 *Narrative of The Expedition of an American Squadron to The China sea and Japan.* M. C. Perry, U. S. A. Navy. 1856（安政三年刊）によつて強引に開港を強いられた時であり。つづいてイギリス、フランス、ロシア、オランダ等と通商條約を結び、世界市場の一環となつてから以來のことである。しかし明治維新の變革こそは日本資本主義が發達する出發點であつた。それは「知識を世界に求める」ことを必然ならしめる。世界資本主義の發達の段階・水準にまでわが國に資本主義經濟を高めて行かねばならなかつたからである。

しかし維新變革がブルジョア革命でなかつたように、維新政府は新興ブルジョアジーの政府ではなく、天皇・公卿・薩長らの諸大名。およびその藩士たる下級武士の一團によつて構成された政府であり、政權奪取後つきつぎに實行した藩籍奉還・廢藩置縣に始まつた一連の改革によつて統一した中央集權政府であつたけれど、實質的には徳川封建制とほとんど同じような土地からの封建的高率の貢租によつて支えられた政府であつた。實際上の指導者として實權を掌握したいわゆる維新の元勳たる大久保利通・木戸孝允・伊藤博文・大隈重信等々の多數はブルジョア政治家ではなく、絶對主義政治家として、開國主義を採つたのであり、資本主義とブルジョア制度の移入と育成に努めたのであつた。

幕末から明治變革期にかけて、相對立した二大政治思想は佐幕開國（開港）と尊王攘夷であり、前者は幕府を支持し、舊封建的な幕藩體制を保持しながら、開港して諸外國と交易し封建制度を再編成しようと考えたものであり、後者は王政復古と、討幕をスローガンとしたが、幕府を倒した後は衆議輿論、精々各藩の共同の合議制を幻想したもので、當時において近代的資本主義統一國家が豫想されていたわけではない。（この點、坂本龍馬の論策とされる「藩論」——坂本の秘書長岡謙吉が坂本の口述を筆記したともいわれる——は興味ある文獻である）。討幕戦は、フランス資本がナポレオン三世||レオン・ロツシュ||小栗上野介の線で幕府を支持し、イギリス資本力は、幕府援助であつたが薩英戦争、馬關戦争後、初代オールコック公使に代つたハリー・パークス（後の公使）の薩長勢力援助に政策大轉換が示され、維新政府の開國和親宣言にまで進展した。討幕に宣揚されたところの攘夷意識は、幕府の開國政策を困惑せしめる政治的意圖が含まれていたとしても、討幕派には濃厚であつたことは事實であるが、維新政府はこれを拋棄した。（それにもかかわらず、明治政府は、その後、大國の庇護の

もとに、攘夷意識の展相として、歴史の間隙を縫うては、近隣の弱小國侵略ということに捌け口を求めた。しかし王政復古と開國和親は五箇條の誓文によつて維新政府の大方針として皇基を振起し、絶對主義王制を確立し、またそのために資本主義の育成政策を採り、その理論化として知識を世界に求めたので、西洋諸思想の急激な翻譯移入が開始されることになつた。これを經濟學の領域について觀るならばいわゆる「翻譯經濟學」の時代を現出したのである。そこでは手當り次第に、いやしくも「經濟」と名のつくものは翻譯紹介され、祖述されたと推察され、しかも、「經濟學」なるものが翻譯者によつて、恣意的に解釋され、移入されたのであつた。例えば①料學としての經濟學として移入されたもの。明治十二年ヘンリー・フォセゼット、永田健助編述「經濟說略」(上・下)、同年マソン及びレロル、牧山耕平譯「初學經濟學」等、②經國濟民的——政治・經濟政策的・文久元年神田孝不著、農商辨。③會社・銀行等の經濟上の機能として、明治三年福地源一郎、ウエイランドの經濟學抄譯。「會社辨」。「立會略則」等。④四啓蒙的意義大なるもの。明治二年、加藤弘之「交易問答」。福澤諭吉の諸著書。⑤致富の術としての經濟學——經濟學は金儲けの學問であり、商人のための指南書であるという理解。明治八年ブラオン、中島雄讀、井逸三譯「致富新論譯解」(上・中・下)。⑥六世渡りの術として。明治五年ウエラン、瓊江河譯「世渡りの杖」一名經濟便蒙。明治二十年、曾田愛三郎「未來の商人」(一名功名の魁)等々。

一言附記すべきことは、五箇條の誓文の一つに、「上下心を一にして盛んに經綸を行うべし」という一條があるが、この「經綸」の意味は、當時必ずしも國家經營施設方策等を意味するものではなく、「經濟」とか「財政」を意味していたものであるという點である。これについて、誓文起草者の一人、福岡孝弟の談に曰く「盛に經綸を行うを要すとは、當時由利(同起案の一人由利公正)が盛に經綸々々という文句を口僻の如く振舞っていた所

であつたから、其儘にして置いたものである。經綸とは經濟とか、財政とかを主として意味した様であるが、しかしこれは説く人々の解釋に任してよいのである」（『明治憲政經濟史論』）とあり、さらに由利公正の著「迂拙草」の一節に「論經綸」という一論述があるが、それには「國を治むるもの宜しく經濟を整理すべし、治民の術經濟より先なるはなし」云々とあり、また由利の「國民民福について」という短い論文にも「夫れ治道は經綸（世渡り）を先とす、經綸の術は業を興すにあり、業を興すは資本を充すと、販路を得るの二途の外あるべからず」云々とある（尾佐竹猛「維新前後に於ける立憲思想」二五七—二五八頁）。

これらによつてみるに、哲文起草者の意味した「經綸」は政治政策に關するといふよりも經濟と財政という點にあるとすれば、やがて開國和親とともに西洋より移入されるところの、世界より求められるところの「知識」なるものについて、資本主義經濟諸思想と密接に關連し、且つ重要視される道の一筋が、維新政府の大方針としての「經綸」のうちに、すでに最初から包攝されておつたものであると言ふことができるであらう。

〔註一〕 佛獨書の翻譯は、英米經濟書の翻譯に比すれば尙寥々たるものであつた。勿論此等の期間（明治十年代、二十年代）に於て單なる翻譯ではなく、それ等の諸著に據つて自己の著述として發表されたものもないわけではないが、それはいうに足らぬ程であり、一般に翻譯時代・翻譯經濟書であつたことは明瞭である。而も當時に於ては歐米より輸入された經濟書が、手當り次第に翻譯された感があるが、之は資本主義的發展に立運れた我國が、歐米は産業組織を急速に移植するためには、寧ろ當然の事柄であり、翻譯經濟學は當時の事情に於ては、それが必要であつたことを認めなければならぬ。このことは要するに、經濟上並に經濟學上における日本の後進性を示すものに外ならぬ」（本庄榮治郎「日本經濟思想史研究・續」二六〇頁）

〔註二〕 「明治初期は經濟學については要するに翻譯時代であつた。それは日本が先進國によつて世界の經濟舞臺に引き出された結果であつて、當初に於ては翻譯經濟學が日本の發展のために必要であつたために外ならぬ。而も當初に於ては、西洋經濟學を其儘我國に普遍的に適用せんとする傾向が一般的に強かつたにも拘らず、……我國特殊の事情を考慮し、國家的立場に於

て、我國の經濟を論ぜんとする者があらわれ、其後に於ても外來思想は常にわが國情に適するとく漸次陶冶され、譯觀經濟學は近代經濟學となり、遂に日本經濟學となつて獨自の型と心とを具えて生成發展の一路を辿りつつあるものといふことが出来る」(本庄榮治郎「日本經濟思想史研究」續編、二六六頁)

〔註三〕 昭和十二年(一九三七年)から私は、松山高商研究室で伊豫における幕末先覺者の一人である三瀬諸淵の研究調査をした。〔三瀬諸淵の研究〕—「日本特殊産業の展相」四一頁—五〇二頁。その中で幕末における三瀬諸淵の思想的・社會的立場について客觀的には「尊王開國」という中間的書齋派的立場であつたことを述べた。「幕府政治の治下にあつて、世界の大勢に眼を注ぎ、開港論の合理性を認識しつつも佐幕論を合理化することなくして、尊皇に立つことは、進歩的蘭學者にみられる一つの型である。特に政治運動に積極的に参加せざる中間的・書齋派的な漸歩的良心的知識人は、かかる矛盾を内に藏していたとみるべきである。いわば尊王開國論・同時に尊王愛國論は、當時における良心的蘭學者の惱みの一表現であるといつてよい。三瀬周三(諸淵)の立場はわいばこの中間的・書齋派的一類型に屬するものである。三瀬周三が當時において自らかかる立場を理論的に理解したとか、自覺していたとかという問題ではなく、彼の生活・行動・思想が客觀的にその類型に入るといふことなのである。

周三の開國主義は古くは常盤井中衛の下において、すでに萌芽しているという觀察もできる。というのは常盤井は村田藏六(大村益次郎)の滞在中、共に天下國家を論じ、廣く世界の大勢に眼を注いでいたからである。周三の手記によつても知られる如く、すでに周三に勧めて、二宮敬作の門に入らしめているが如きは、自ら國學者でありながら、二宮敬作の進歩的な、シーボルト式世界精神について決して無關心でなかつたのみか愛弟子をして進んで敬作について學ばしめるといふ偏見を懷かざる聰明な處置を敢てしているのである。更に亞父敬作について甚だ懇切な指導を受けたのであるから、その進歩的・科學的精神はすでに、少年時代に多かれ少なかれ萌芽していたといつても單なる憶斷でないであろう。ことに好學心に燃える二十一歳の時、世界的科學者シーボルトの警談に接し、直接泰西の科學を學ぶようになつてからは、師に忠實であつた周三であるが故に、シーボルトの科學的・進歩的精神は深く自らの精神として生きた筈である。シーボルトの開國主義の堂々たる立場は、彼自らが長き一生涯を、生命をかけて實證したことによつて明らかであるが、文久二年彼が周三らを伴つて長崎から江戸へ廻航した際、横濱へ到着すると共に幕府へ進言した文書によれば殊に明らかに表われている(四五四頁—四五六頁)幕末に古學的精神と開國主義的行動とが重複していると思われる。尊皇開國主義的な立場が察せられる學者・政治家・文明史家というよ

うな人々を擧げれば、常盤井中衛、佐久間象山、吉田松陰、濱井小楠、勝海舟等々松陰門下高杉晋作は幕末上海に渡つてゐる。また幕府閣僚以外の諸大名の賢良派の中にも、たとえば新發田藩の薄口徳齊のごとき、また幕末の多くの蘭學者・高野長英二・宮如山(敬作)、さらに福澤諭吉なども、この範疇に屬する人々である。

二

幕末から明治初期にかけて移入された西洋經濟學は、すでに一般に知られているように、イギリス正統派の自由主義經濟學として神田孝平・福澤諭吉、何禮之、小幡篤次郎、林正明、田口卯吉、永田健助等をはじめ、多くの人々によつていち早く翻譯紹介せられ、いわゆる經濟學翻譯時代を出現したが、それは維新政府の尊皇開國の國是に立つ五箇條の誓文に示された舊來の陋習打破と「經綸」の意味する西洋文化の移入という一般的潮流に乗つたものであつた。イギリスの功利主義個人主義思想、フランスの民權思想と天賦人權論、アメリカのキリスト教思想、ドイツのビスマルク流の國權思想等々、華々しい翻譯移入時代を現出。それは後年第一次世界大戰後、デモクラシー思想、マルクス・レーニン主義、アナキズム、サンジカリズム、ギルド社會主義、トレード・ユニオニズム等々の社會思想がわが國の思想に急速に翻譯され汎濫した事實と想い合わせて、後進日本の翻譯文化の段階を示すものであろう。ただ維新直後は、それが政府の上からの公然たる育成政策と歩調を合わせたところにその特質があつた。經濟學について言えば、この翻譯移入經濟學は、主としてイギリス正統派經濟學として知られた自由主義經濟學であり、イデオロギーとしてはそれと結ぶ功利派のそれであり、スミス、リカード、マルサス、ミル、ウエーランド、フォーセツト、イリス、バステリア等の經濟思想であつた。そしてそれが、經濟學であるかぎり手當り次第に入手翻譯されたく啓蒙的意義や生活實利的意義も多分に含まれていたと思われる。

のである。

しかしここで私が問題として採りあげるのは、イギリス正統派經濟學が移入され、自由放任主義や、自由貿易が主流的に唱導されるとともに時を同じうして實際問題として保護貿易説とか國家主義經濟思想が眞劍に採りあげられ、翻譯され論議され、たことである。自由貿易思想そのものの紹介移入さえも、實は、保護貿易論・保護關稅政・策育成干渉政策に反對するために行われたのであつた。その著るしい例は明治十一年刊バステイア Frédéric Bastiat (1801—1850) の “Sophisme économiques” 1847 「經濟的詭辨」が、林正明によつて「經濟辨妄」と題して英語から重譯されいるがごときことである。フランスの經濟學者バステイアは古典學派の代表者の一人で、資本主義的生產制度の諸矛盾にたいして極端な樂觀論を表明し、スミスの個人主義的概念を單純化し、その全思想を俗流化したいわゆる古典學派の亞流であるが、翻譯者林正明も、譯書序文を寄せた敬宇中村正直も、ともに、維新直後間もなく主張された保護關稅政策に反對し、それを批判するために、敢えてバステイアの自由放任學説を翻譯紹介したと表明しているほどである。中村敬宇の序文は冒頭に「經濟の道は猶お水を治るがごとく、其の自然之勢に因るのみ」とし、「惟因時順勢適其變之所至」と言い、經濟の保護政策を駁して曰く「若乃逆自然之勢、徒務保護其舊軌、致失新利、則豈智者之所爲哉、我國自開港以來、外貨物之輸入浩多、以致我金貨濫出、人或以爲、倣其邦保護稅之法、識者或非之曰我國工事未與、行此則害更甚焉、余嘗以爲、洋品之資益于我、或踰於實價之外、而金貨濫出、不獨由于買賣、他如雇用洋人、發遣國使學生于學生外國、購買兵器軍艦、尤爲費額之太者、他日或得裁省、則濫出者、庶少減焉、若保護稅今未可見其利、而其弊害、則更有想像臆測之所不及者。すなわち自由貿易を實行することが金貨濫出の原因ではなく、原因は

別に存することを論じ、自由貿易の有利性を辯護している。そしてバステイアの「この書は、法人(フランス人)巴士智亞(バステイア)の著わす所で、その論は自由貿易を主とし、保護税を駁し、議論正大にして雄偉、利害得失は目を観るがごとく明々白々で、誤妄之説を論破し、世人の智識を啓蒙するに足るものがある」と述べているのである。

この序文の文勢によつて察するに、明治四年若山儀一の「保護關稅說」以來、杉亨二、西村茂樹その他に當時相當に保護關稅を主張しも持した人があつたことを窺い知ることができよう。さらに、譯者林正明の緒言によれば、その事實がさらに裏付けられるがごとくである。

「保護税の説一たび我邦に行われしより天下の理財家翕然として之に雷同し彼に唱え此に和し口を開けは乃ち曰く保護税のみ以て國內の産業を盛大にすべし只保護税のみ以て輸出入を平均すべしと抑も此説や獨り當路の理財家之を唱るのみならず郷閭の學者先生より新聞記者に至る迄之を論じ其説一口に出るが如く其甚きに至ては僅々輕理(ケーリー)氏の經濟書を一讀して深く自ら理財の奥旨を得たりとし意氣揚々として言に發し書に筆す豈に嗤笑に堪ふへけれんや」(「經濟辨妄」二頁)

「獨り怪む我邦の如きは在廷の有司保護税を主張し郷閭學者先生も新聞記者も亦之に唱和す然れば則ち普天下獨り我邦のみ保護税に百利あり而して自由貿易に百害あるか何ぞ保護税の論壇を擅にするの此に至るや」(同三頁)

「蓋し方今我邦の學士論者を觀るに黨派相容れず論議相和せざるの態なきに非す何となれば則ち保護税説の出るや僅々二三の學士を除くの外絶て自由貿易論を唱る者あるを聞かず而して之を駁する者は陸續輩出す余や固よ

り尋常自由貿易の徒と稍々其見を異にする者ありと雖も我邦今日の景況を觀るに未だ外交の道に通せず未だ貿易の法を詳にせず保護稅說の最も行はれ易く其弊も亦隨て多からん事を恐る故に之か豫防を爲さんと欲する微志なきにあらざるなり」(同一二—一三頁)。

この「經濟辨妄」が譯出されたのが明治十一年六月であるから、當時、官民一般に保護稅なるものの主張が支配的であつたと察知できるのである。

〔註〕 クロード・フレデリック・バステイア (Claude Frédéric Bastiat) (1801—1850) はフランスにおけるイギリス古典學派の代表者の一人である。アダム・スミスより多年遅れた時代に生活し、資本主義の矛盾、大衆の窮乏化は明らかになつた頃であるから、その矛盾を深く考察すべきであつたに拘らず易々と樂觀的な解決とスミス學說の俗流化に陥つてしまつて、經濟學を通俗科學の状態に導いたと評された。彼の學問的文筆生活は一八四五年から一八五〇年に死するまでの數年に過ぎなかつたにもかかわらず、最も勢力的に筆陣を張り、古典學派の個人主義思想の立場を極力擁護し、社會的利益と個人的利益との調和という樂觀思想を堅持した。有名な論文は「パンテンとリーグ」(“Caden et la Ligue” 1845) 「經濟的詭辨」(“Sophisme économiques” 1847) 「經濟的調和」(“Harmonies économiques” 1850) 等、通俗的經濟學書として最も普及した論著であるといわれている。古典學派として當然のことであるが、バステイアは一方において歴史主義の立場に、他方において社會主義に反對し階級間に調和が支配することを主張した。古典學派の基本的理論の一つである自由貿易論を熱狂的に支持し、穀物法反對闘争に活動したイギリス人リーグを知つて「コブデンとリーグ」なる著述を公けにし、コブデンがイギリスのために爲したことをフランスのために實現すべきことを夢想したほどである彼はフランスとイギリスとの歴史的諸條件の差異にたいする現實的具體的認識がなかつたわけであり、彼の學問方法論の缺陷がここにも現われたわけである。古典學派經濟學にたいする支持乃至信仰はバステイア以來世界的に學界においては衰退したと言つてよい。

維新直後、經濟思想の翻譯移入の初期からすでに、自由貿易・保護貿易の論争は繰りひろげられていたので、經濟學史上、イギリス古典學派の亞流學者バステイアの學說さえも、保護貿易論駁撃のために援用されたもので

あつた。バステイアの譯者林正明および西洋文化移入の優れた先驅者中村敬宇等が自由貿易論支持を主張するほど、その反對論たる保護貿易論の主張も盛んであつたことな察せられるが、事實、同じく西洋文化移植者として優れた先驅者たる西村茂樹、杉亨二等が保護貿易論を主張していたのであつた。文献によれば最も早く明治四年には若山儀一が「保護稅說」を公けにしており（「若山儀一全集」及び本庄榮治郎、前掲書、一一八頁）。つづいて明治七年十二月の「明六雜誌」で杉亨二、「貿易改正論」において、同八年二月に西村茂樹が「自由交易論」において、自由貿易論を駁して保護貿易論の主張を公けにしているが、同誌にはそれ以前に津田眞造、神田孝平の自由貿易論の主張があり、杉、西村の論文はそれへの反駁論である。（同、二一八頁。杉亨二が「しばらく保護法を用て、漸次に我業力を興すに如かず」と論じ、西村茂樹が、「世の自由交易を主張する者は、大抵皆英國の自由貿易を行ひて其國の宿盛なるを見て、我國にも之を行うべしと思へるならん。夫れ英國と我邦との交易上の事を比較するに、一も相以たる者なし」と言い、「他年の後、我國の人民商工作の業共に他國の民に勝れ、他に遺利なく、人力に遺力なきに至らば、亦自由交易を善とするの時あるべし。」と論じ、ともに後進國の工業保護につきフリードリヒ・リスト的な歴史主義に據つているのである。その後、明治十一年から田口卯吉の徹底した自由貿易論と、犬養毅の強硬な保護貿易論との有名な論争が展開された。田口は明治十一年「自由交易日本經濟論」同十二年「東京經濟雜誌」において、犬養は明治十三年「東海經濟新報」においてそれぞれ自己の所論を公けにした。保護主義は當時、國家主義政策として絶對主義的國家の一面を代辯していると言つてよい。

〔註〕 當時保護主義を提げて自由貿易論者たる田口（卯吉）鼎軒と論争を交えた犬養毅の譯出した「圭氏經濟學」（ヘンリー・チャールズ・ケリー、Henry Charles Carey 1783—1879 Principles of Social Sciences, 1858）に寄せた富田鐵之助の序文

をみるに、ケリーの國家主義思想が情熱をもつて高く評價されている。ケリーはイギリス古典學派の流を汲むアメリカ經濟學者であるが、經濟政策の問題については保護主義の擁護者である。この點ではドイツのフリードリヒ・リストの見解と一致している。リヤシチェンコによれば「保護主義思想の發達上ケリーはリストを凌駕さえしてをり、關稅保護に一時的な養育の意味ばかりでなく、不斷の原則的に有利な方法という意義をも認めている」という。(平館利雄譯「經濟學史」一五七頁)。

明治十七年、ケリーの「社會科學の原理」が「圭氏經濟學」として譯出されたさい、嘗てフィラデルフィアでケリー訪れたことのある富田鐵之助は、ケリーの國家主義に感謝して言う「先生(ケリー)曰く余先づ子に一言すべき者あり、他ならず、子が妄に白人を信するなからんこと是なり、子夫れ試みに見よ、白人は如何に印度を處せし乎、白人は何を以て支那に輸入せし乎、印度無盡の利源を絞搾して又餘すことなき者は誰ぞ、阿片を支那に輸入して億兆の生民を困睡せしむる者は誰ぞ、將來亞細亞を蹂躪して其禍害を逞しうせん者夫れ將何種の人ならんか、子夫れ之を顧へ、今や貴國交を歐米に通ず、白人の貴國に齎さん物、子其れ果して其何たるを知れりやと、余笑いて未だ應えず、先生更に語を繼ぎて曰く、白人の貴國に齎らさん者我已に之を知れり、國利に非ず民福に非ず、恐くは是れ強烈多害の火酒ならんと、言畢りて冷然微笑す、蓋し先生固より白人なり、白人にして此警語ある以て先生の識卓々世表に出て、先生の學淵々其素あるを惟うに足らむ」と。この序文によつて知らるるように、「圭氏經濟學」の翻譯移入は、乃至紹介者は、古典學派としてのケリーの經濟學とその思想内容の全般に關心を有つというより、ケリーの國家主義的な保護主義思想の一面を特に強調し讚仰していることは明らかである。明治初期における國家主義者と保護稅論者と古典學派經濟學の亞流としてのヘンリー・ケリーとの思想的關連は、「社會科學の原理」の移入者の恣意的な變容において窺られるのである。

保護貿易論との有名な論争(明治十一年田口の「自由交易日本經濟論、十二年「東京經濟雜誌」と犬養の十三年「東海經濟新報」)が展開されたが、それら自由主義の經濟における普遍的理論にたいする後進國の未發達産業育成を根本問題とする歴史主義と保護主義は、維新直後の歴史的現實としての日本經濟の後進性と維新政府の統一國家への文明開化・富國強兵・殖産興業をスローガンとした國家主義政策との社會的・一般的反映であつた。

自由交易と保護稅説の對立と矛盾は、封建社會の形成的な崩壊と依然として遲滯したままの産業經濟が引き續が

れた混亂の狀態に置かれたところへ、西洋思想が怒濤のごとく翻譯移入された當然の政策的對立現象であり、自由と保護との何れの論策も、維新直後、絶對王制の國家主義的産業育成政策にとつて不可缺な政策内容を成していたものである。ヨーロッパにおけるイギリスの自由貿易主義とドイツのリスト的保護政策との對立という國際間の特殊性においてでなく、維新直後の後進國としてのわが國の遲滯産業の育成には、自由と保護とが同時的に内包並立せざるを得なかつたもので、これら優れた先驅者間の論争における正邪賛否は、當時未解決であつた事實が何よりその證據となるであろう。津田、神田、田口等の自由貿易論と、杉、西村、若山、犬養、大島等の保護貿易論とが、いかに尖鋭に論争されたとしても、それによつて何ら論争の正否が解決されなかつたのは、明治初期のわが國の産業經濟の實態における後進性と維新政府の産業育成政策とが、兩者の主張をそれぞれ必要且つ可能ならしめる根據があつたからである。またこれら先進的諸學者啓蒙家は、すべて明治政府の中堅官僚となり、あるいは政治家となり、ジャーナリストとなり、明治政府と資本主義生産方法との擁護の理論家學者となつたものであり、相論争した津田眞道も西村茂樹も神田孝平も、中村正直も、みな「明六社」の同人であり、何れも明治政府の支持者であり、政府の有能なブレインとして一世を指導し活動した同志である。また彼らが、その學風よりして、一部はプロシヤ的な教養・思想から明治絶對主義の骨格としての欽定憲法の制定と結び、他の一部はイギリス式自由主義、功利主義の思想に掉してブルジョア政黨への思想的基調となつたとしても、それは、根本的に同一の源流としての絶對主義國家から僅少の離脱をもしているわけではない。論争は歴史の進展の事實が解決する。歴史は歴史によつて審判されるのである。

明治十三年十一月の官營工場拂下げ方針の決定と明治十四年四月農商務省の府縣へ傳達した自由主義經濟へ發

足すべき諭告によつて一應政府の方針は宣明された。そこでは産業經濟における遲滯の事實と、政府の國家主義的育成政策は解消したわけではない。しかし、問題はその後において、政府の産業育成政策による日本經濟の資本主義への進行は押し進められ、資本主義的發展は必然的に勞働問題を中心とした資本主義的矛盾を内在せしめたわけで、二十年前後からのドイツの歴史學派の經濟思想の紹介移入と新歴史學派の論争は、まさにこの資本主義の新しい矛盾を反映するもので、新學派とはシュモーラー、ワグナー等のドイツ新歴史學派であり、社會政策的・勞資協調的立場であつて、舊學派とは依然としてイギリス的自由主義經濟學を指すものであつた。したがつて、二十年前後から新しく自由主義經濟學に對立したものは、明治初期、維新直後の保護貿易論としての對立論争とは質的に相違するもので、同じく歴史主義の名を冠して自由主義經濟學と對立したとしても同日に論ずることのできぬところのものである。そこにはすでにわが資本主義生産方法の發展とそれに伴う内在的矛盾が、資本家と勞働者との素朴的な衝突においてその萌芽を見るといふ段階である。(明治二十一年の肥前の高島炭坑における坑夫虐待事件の勃發、二十二年の横濱在留外人經營の製茶工場における職工締出事件の勃發等)。

かくて維新直後、明治初期の自由貿易論、保護貿易論の對立論争、それに關する西洋經濟思想の翻譯紹介は、維新直後の政府の二重性格と、それを必然ならしめた社會的經濟的現實とに直面した學者思想家が、各々歴史的現實の一面的な觀察に立つ恣意的な理解よりして爲されたものであつて、客觀的・歴史的にはそのあれの論據をも同時に内包せざるを得なかつたのであると言つてよいであらう。

(註) 同志社で經濟學を講義されたラーネッド博士が明治十二年(一八七九年)十二月から起稿した「經濟學略説」は十三年春から「七一雜報」誌上に、伊勢(横井)時雄によつて譯出されているが、その第五卷二十號には、ラ博士の自由貿易論が論述

され、保護貿易の弊害を學示し、自由放任主義に絶對の信頼を有ち、何らの疑いもなしに、經濟の自然調和を信じている。ヲ博士は、日本の經濟狀態にも觸れて、自由・保護の得失論を論じているところを見ると、當時の維新政府の政策とわが論壇に ついても注意を拂つていたものと推察されるのである。

これによつてみても、維新直後から、いち早く自由貿易論が、直輸入の經濟思想を根據として論じられていて、同時に保護稅論が論じられていたことは、維新直後の藩閥政府の政策的方針と社會的實狀が、保護主義の論義を盛んならしめる根據があつたわけで、そのことは、維新政府の政治性格としての尊王開國、絶對主義王制確立への道とブルジョア制度育成への道との兩側面の政策方針に由來し、さらに、その結び産業政策の當時の展開であつたといふねばならぬ。

維新政府の出現は、討幕に参加した指導的な人々の主觀的意圖とは別個に、世界資本主義の發展とその日本への侵入は、やがてわが國における資本家階級と勞働者階級の發生のための劃期的な契機となり、絶對主義王制の保持確立と、他方には舊生産關係にたいして資本主義的生産關係の展開への端緒を形成するところの、政治的社會的變革と任務とを擔當しなければならなかつた。とくに近代的一國家としての民族國家を形成する必要に迫られていた。五箇條の誓文は建國の大方針ではあるが、當時はまだ討幕が完成せず、政府とは稱しても、國民の政府ではなく、むしろ全體としては國民と對立した封建的藩閥政府の性格を有つていたから、指導者たちは國民の政府としての近代的統一を有つ民族國家を形成せねばならなかつた。そのためには①共通の經濟、②共通の民族意識（幕府軍とその領土下の民衆は關東東北で、はいわゆる「官軍」をば「官賊」と呼びなしていた事實がある）③共通の言語、④共通な領土が歴史的に形成されなければならぬが、このことこそ封建制を打破した全國的

な市場、全國的な自由な共通に經濟、その文化の交流と生活の協同體が創造される國民經濟すなわち近代資本主義經濟が一般化することが前提條件でなければならぬ。近代的統一民族國家は資本主義經濟と不可分に結びついているのであり、明治維新は不完全ながら、世界資本主義の包圍と侵入に促がされて、かかる近代的形成への端緒をなしたのであつた。維新政府はそのような社會的・政治的變革と任務を擔當することなくしては、一步も前進することはできなかつたといわねばならぬ。

かくしてわが國が資本主義的建設への過程を辿りはじめたのは、すでに周知のごとく、封建利度が形式的に一應破壊され、算算され、絶對主義に反對する封建的反對派としての山口藩の亂(明治三年)、佐賀の亂(七年)、神風連の亂(九年)、秋月の亂(同)、萩の亂(同)、西南戰爭(十年)等を鎮壓した以後のことである。その後も絶對王制は、その基礎を覆すかに思われた自由民權運動の反撃、政府内部の立憲制採用についての深刻な政治的對立等は、平和的な資本主義的目由主義的政策を困難ならしめていた。産業部面の建設的努力を怠つたわけではなかつたが、封建制度倒壞のための直接の動搖と西南戰爭までのいくたの内憂外患、そのための財政的危機、紙幣の下落等々の甚たしい打撃は、政府をして政治・軍備に主力を注ぐことを必要ならしめ、教育産業部面の進歩は比較的遲滞せざるを得なかつた。資本主義的生産機噐が、やや明確に構成されたのは明治二十年前後であり、それがさらに發展したのは日清戰爭後、明治三十年ごろであつた。上述したように明治十三年十一月官營工場拂下げ方針の決定、十四年四月内務省から分離して農商務省の創設と府縣への、産業經濟への自主自由活動の奨励のための諭告等は、一應は政府の自由放任經濟政策への巨歩を劃したものと見ることができよう。しかし現實にはなおも一方に自由放任を主張しつつも、他方においては保護主義を蟬脱することはできなかつた。政府の指導的立場

におけるいわゆる殖産興業政策は依然として底流に存していた。

殖産興業政策と呼ばれる政府の事實上の保護政策は①官營模範工場制度——(イ)各種の機械工場の官營、(ロ)歐米の方法による各種の鑛業の開發の官營。②銀行、會社制度の發達に對する保護干渉。③交通機關の發達に對する保護干渉。④民間産業資本に對する政府の資金貸與等が、その主なるものであつたが政府の最も努力したところのものは絶對王制確立のための富國強兵の見地よりする重要資本主義的産業の保護育成であつた。農商務省諭告を轉機として政府の採用した産業政策も事實上はけつして資本主義的な自由放任政策ではなく、國家主義的保護政策を脱しえなかつた。⑤模範官營工場主義を放棄したと稱するも、依然として民間事業の保護助長政策を採つた。⑥歐米資本主義制度の直譯的移植中心の政策から、日本の經濟的實情に即せる現實的資本主義化政策に移行しつつも、絶對主義國家本位の立場よりして、從來の町人階級の自由なる活動を放任しえなかつた。維新政府は表に自由放任を宣言しその基礎を築きつつも、企業家・商人階級への保護干渉を放棄せず、各産業部門において多くのいわゆる「政商」と結びこれを繁榮せしめるに至つた。日本ブルジョアジーの中核たる三井、三菱をはじめ後年の財閥は、大部分は、維新政府のかかる育成によつて創り出されたのであつた。⑦三菱・共同運輸、日本郵船等の汽船會社に莫大な補助金を與えてその資本家的活動を援助した。⑧日本鐵道、九州鐵道、山陽鐵道等に配當率を保護し、且つ國有土地の無償拂下げ等の特別援助の下に、初期資本家に自由なる活動のため便宜を計つた。⑨莫大な資本を投じたる、もしくは前途有望な官營工場、造船所および鑛山、炭山等を捨値同様に政商に拂下げてその殖産活動に便宜ならしめた。⑩政商に對して鐵道、取引所等々の利權の獨占權を與えてその殖産活動を敏活ならしめた。こうした實例は數うるに違なきほどであるか、かかる政府の手厚き庇護の下に、政商は

自由自在に資本主義的活動の途上に登つたのであつた。これが當時の現實的情勢の方向に乗つた政策であり、自由主義を唱えつつも、基本的には絶對王制確立のための富國強兵と殖産興業に立つ國家主義政策であり、企業家・商人階級（政商）への恩惠政策であり、政商を繁榮せしめた保護政策であつた。自由放任の經濟理論と政策を移入し信仰する部面の人々から政府とその同調者の保護主義が批判され攻撃される根據はここにあるわけで、それはすでに述べ來つたような明治維新藩閥政府の性格の兩側面と方針とその下に指導育成されたところの維新直後から引續いた社會・經濟情勢のしからしめるところであつた。

三

近代的に統一した國民主義國家の成立のためには、資本主義生産方法の支配的な形成が必須の前提條件であるが、わが國でもこのような統一的な民族、國民は、明治維新によつて不完全ではあつたが、その形成への端緒が開かれたことは、既述のごとくであるが、世界史的に遲滯的な段階にあつたわが國では、資本主義を強制的に受け入れねばならなかつた。明治元年（慶應四）年一月に新政權成立とともに、政府が宣言したように「世態大いに一變し、大勢誠にやむをえず」して開國和親の道を辿らざるを得なかつたのであつた。この政府はつづいて五箇條の誓文と政體書とによつて國是を宣明したとはいへ、それに則つた基盤としての絶對主義王制と肉付けとしての資本主義制度の育成干渉政策のゆえに、一方で極端な歐化主義にたいし、他方で歐化主義反對論と國粹主義的反動勢力と鬭争しなければならなかつた。國粹主義的な國家主義、イデオロギーや西南戦争における武士イデオロギーに至るまでの反對派を鎮壓し、前進的資本主義的な國家主義、言いかえれば日本産業の保護育成と結ぶ

絶對主義王制への道は、伊藤博文を中心とした帝國憲法と國會開設への方向であつた。國粹主義的反動を鎮壓した維新政府の政治的立場はまさに自由主義的・經濟學の思想的方向に照應するものであつた。それは自由保護の論争過程において、次第にドイツ新歴史學派のいわゆる「新學派」としての經濟思想が、翻譯紹介せられるとともに、日本の近代的國家が形成されて行く過程であつた。それは帝國憲法が發布され、帝政ドイツと伊藤の政治イデオロギーの線に沿うて、一方に社會主義勞働運動の勃興を禁壓し他方にイギリス式自由主義經濟の無制限な活動を抑制するところの育成資本主義の基盤に立つ明治政府の性格とその揆を一つにするものであり、帝國憲法發布の前後からドイツ新歴史學派經濟學の諸思想が移入紹介されることに特に著しいのは、這般の事情を反映するものである。例えばロツシア「農業經濟學」明治（十九年、關澄藏、平塚定二譯）シュタイン「税法講義筆記」（同二十一年、大藏省主稅局統計課譯）、同「須多因氏講義筆記」（二十二年、宮内省譯）、リスト「李氏經濟論」（同二十二年大島貞益譯）、ワグナー「ワグネル氏財政學・官吏俸給論」（同二十六年内閣記録局譯）、同「ワグネル氏經濟書・銀行論中抄譯」（同二十八年貴族院事務局譯）、同「獨佛戰爭に關する財政論」（同二十八年、農商務省譯）ロツシア「商工經濟論」（同二十八年、平田東助譯）等。（本庄榮治郎「日本經濟思想史研究續編」二三二—二三三頁）。

さらにドイツ新歴史學派の諸學者の文獻のみでなく、例えばアメリカ人學者リチャード・T・イリーの *The Past and the Present of Political Economy* 「經濟學の過去・現在」を譯出し、「新舊兩派經濟學要領」（明治二十一年、嵯峨根不二郎譯）と題して、側面的文獻によつて、ロツシア・ワグナーの新歴史學派經濟思想をば新學說として宣傳・推賞するがごときもその思想的方向に棹すものであつた。とくに明治二十一年三月（一八八八

年)東京帝國大學教授和田垣謙三博士の「講壇社會黨論」(「國家學會雜誌」第二卷第十三號)による新歴史學派の紹介、明治二十四年十月(一八九一年)大島貞益「情勢論」明治二十五年、東京帝國大學にはじめて社會政策の講座擔當した金井延博士の「ポアソナード氏の經濟論を經す」(明治二十五年十二月「法學協會雜誌」第十卷第十二號、および二十六年一、二月刊、第十一卷第一、第二號)における新歴史學派の主張は、いわゆる新學派の理論的・實踐的立場を示したものであり、さらに、明治二十九年以東三十三年に至る「日本社會政策學會」の成立は、わが經濟學界の殆んど大部分を會員として、包含し決定的に新歴史學派をして、わが國經濟學會の主流たらしむるに至つたといつてよい。それは①維新以來の單なる復古的・國粹的反動的な國家主義を斥け、②自由放任主義を批判し、③次第に勃興しつゝあつた勞働運動社會主義の運動と理論とに反對したところの近代的な統一國民主義經濟確立への道であつり、まさに維新藩閥政府の國是と矛盾とを内包した近代國家への發展方向に照應するものであつた。維新直後の自由主義經濟思想に反對・對立した同じ歴史主義・保護主義の經濟思想の紹介移入であつても明治二十年前後からの新歴史學派のそれとはこの歴史性における基本的な思想と社會的基盤とに相違のあることを理解せねばならぬと思ふ。